（廃止措置中の再処理施設）

第二条の二　法第五十条の五第二項の認可を受けた場合には、当該認可に係る廃止措置計画（法第五十条の五第三項において準用する法第十二条の六第三項又は同条第五項の規定による変更の認可又は届出があったときは、その変更後のもの。以下この条において同じ。）で定める性能維持施設（再処理規則第十九条の五第一項第五号の性能維持施設をいう。）については、第二章及び第三章の規定にかかわらず、当該認可に係る廃止措置計画に定めるところにより、当該施設を維持しなければならない。

［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○原子力規制委員会規則第五号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十一第一項、第四十三条の三の十四、第四十三条の三の十五、第四十三条の三の二十一、第四十三条の三の二十二第一項、第四十三条の三の二十四第一項、第四十三条の三の三十三第二項及び第三項の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年四月三日　　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則等の一部を改正する規則

（改正の対象となる規則の一部改正）

第一条　次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。

一　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）

別表第一

二　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十号）　別表第二

第二条　前条各号に定める表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

四　標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を削ること。

五　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に第一条第一号の規定による改正前の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「旧研開炉規則」という。）第十七条第一号又は第三号の承認（原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第四号）附則第十五条の規定により、当該承認とみなされたものを含む。）を受け、その承認を受けた期間内においてその承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設は、第一条第一号の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下「新研開炉規則」という。）第十七条第一項の規定にかかわらず、その承認を受けた期間を満了する日又は平成三十年三月三十一日のいずれか早い日までの間に限り、その承認を受けた方法によりなお使用することができる。

2　この規則の施行の際現に旧研開炉規則第十七条第三号の規定による原子力規制委員会の承認を受けた方法により使用している発電用原子炉施設（原子炉本体を除く。）は、新研開炉規則第十七条第一項第一号の規定にかかわらず、平成三十年三月三十一日までの間に限り、試験のためになお使用することができる。

3　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けている発電用原子炉施設に対する新研開炉規則第四十一条第二項、第四十三条第二項、第四十五条第一項第一号、第四十七条、第六十二条第一項、第七十五条第二項、第七十六条第一項第二号、第七十八条、第八十七条第三項第十三号及び第十七号から第二十号まで、第百十一条、第百十二条並びに第百十四条の規定の適用については、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けている発電用原子炉施設については、新研開炉規則第四十条の二の規定は適用しない。

（研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　この規則の施行の際現に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けている発電用原子炉施設については、第一条第二号の規定による改正後の研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三条の二の規定は適用しない。

別表第一　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（発電用原子炉の設置の許可の申請） **第三条**　［略］ 一～六　［略］ 七　［略］ イ　運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下この号において同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果	（発電用原子炉の設置の許可の申請） **第三条**　［略］ 一～六　［略］ 七　［略］ イ　運転時の異常な過渡変化（研開炉設置許可基準規則第二条第二項第三号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。以下同じ。）事故に対処するために必要な施設並びに発生すると想定される事故の程度及び影響の評価を行うために設定した条件及びその評価の結果